平成22年8月11日制定平成25年8月23日改正

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 開催要綱

1 目的

足場からの墜落災害の防止対策については、平成21年3月に改正された労働安全衛生規則(以下「改正省令」という。)に基づく措置の履行確保に加え、安全衛生部長通達(平成24年2月9日付け基安発0209第2号「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について」)において、改正省令の確実な履行と併せて実施することが望ましい「より安全な措置」を示し、その普及に努めているところであるが、同通達においては、「足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、改正省令の施行後3年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる」こととしているところである。

このため、本検討会においては、今後の足場からの墜落災害防止対策の推進 に資するため、蓄積・分析されたデータをもとに、改正省令等に基づく足場か らの墜落防止措置の効果について検証・評価を行うとともに、これらの分析結 果を踏まえて、足場からの墜落防止措置の検討を行う。

2 実施事項

- (1) 足場からの墜落防止措置の検討
- (2) その他

3 参集者

別紙「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 参集者名簿」のとおり。

4 その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が別紙の検討会参集者 の参集を求める。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を依頼することができる。
- (4) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業活動のノウハウに係る事案等を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対 策室において行う。

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会 参集者名簿

く学識経験者>

臼井伸之介 大阪大学大学院人間科学研究科教授

大幢 勝利 (独)労働安全衛生総合研究所建設安全研究グループ上席研究員

小林 謙二 関東学院大学工学部建築学科教授 (座長)

田村 幸雄 東京工芸大学工学部建築学科教授

<足場メーカー・リース業関係団体>

小野辰雄 全国仮設安全事業協同組合理事長

鈴木芳美 (一社) 仮設工業会会長

関山 正 (一社)軽仮設リース業協会会長

<建設業·造船業関係団体>

加藤正勝 建設労務安全研究会理事長

金森勝三 (一社)全国中小建築工事業団体連合会副会長

小島政章 (一社)全国建設業協会労働委員会委員

児玉 猛 (一社)日本造船工業会全国造船安全衛生対策推進本部本部長補佐

才賀清二郎 (一社)建設産業専門団体連合会会長

鈴木敏彦(一社)日本建設業連合会安全委員会安全対策部会副部会長

高橋 元 建設業労働災害防止協会技術管理部長

宮本 一 全国建設労働組合総連合労働対策部長

宗像祐司(一社)住宅生産団体連合会工事CS・労務安全管理分科会主査

く行政>オブザーバー

田村秀夫 国土交通省大臣官房技術調査課長

屋敷次郎 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長